

- ◆年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとしつつ、将来的な用途拡大にも対応可能なものとする。
- ◆2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指し、今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

①利用者の利便性向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する。

年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる

- 1枚となることで、**保管、携帯に便利。発行の事務負担も軽減**される。
- 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、**プライバシーの保護に優れる**。
- 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、**保険証の再取得等が不要**。
- 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能**となることや、**保険証の情報の転記ミスがなくなる**ことで、事務負担が軽減。
- 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減。

自分の年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認可能

- オンライン上で厳格な本人確認が行われ、なりすまし等を防止**することができる仕組みとする。
- 利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、希望者は、**自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧**することが可能。
- 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

②プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。

- **カードに収録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定するとともに、安全性に優れたICカードを導入し、不正な情報の読み出し等による被害を防止する。**

※カードに収録する情報は、移行期や異常時の対応等を踏まえて決定する。

- **資格情報は、従来通り、各制度の保険者が管理し、資格情報を何らかの方法で関連づけた上で、カードには加入者を特定するための鍵となる情報を収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。**

※加入者を特定するための鍵としてカードに収録する情報の選択肢

案1：各制度共通の統一的な番号

案2：カードの識別子（カードを識別する記号等）

案3：各制度の現在の被保険者番号

案3-2：各制度内で不変的な番号を創設

案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）

- **資格情報のセキュリティ対策を徹底するとともに、カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。**

③コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用し、必要となるコストを抑制する。**

- **簡単・確実に自分のカードを受け取ることができ、自分以外が受け取ることがない方法を検討する。**

※カードの交付についての選択肢 → 案1：市町村が交付 案2：医療保険者が交付 案3：年金保険者たる国が交付

社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ

